

品川区住宅修築資金融資あつ旋条例施行規則

昭和 51 年 4 月 30 日 規則第 27 号

改正 平成 17 年 3 月 31 日規則第 32 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、品川区住宅修築資金融資あつ旋条例(昭和 51 年品川区条例第 4 号。以下「条例」という。)第 8 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

本条...一部改正〔昭和 58 年規則 35 号・平成元年 48 号・16 年 39 号〕

(協定)

第 2 条 区長は、住宅修築資金(以下「資金」という。)の融資あつ旋を行うため、取扱金融機関(条例第 2 条に規定する取扱金融機関をいう。以下同じ。)と別に区長が定める協定書によりあらかじめ協定する。

本条...一部改正〔平成 16 年規則 39 号〕

(利率)

第 3 条 条例第 3 条第 2 号に規定する利率は、年 1.7 パーセントとする。ただし、次の各号に掲げる者にあつては、年 0.9 パーセントとする。

- (1) 条例第 4 条第 1 項第 3 号イの要件に該当する者
- (2) 品川区木造住宅耐震診断支援事業実施要綱(平成 16 年品川区要綱第 67 号)第 6 条の規定により耐震診断専門家(以下「専門家」という。)の派遣を受けた者であつて、当該専門家の診断に基づき住宅の耐震補強工事を行うもの

本条...追加〔昭和 58 年規則 35 号〕、一部改正〔昭和 59 年規則 28 号・60 年 20 号・61 年 19 号・62 年 36 号・63 年 26 号・平成元年 48 号・2 年 18 号・3 年 21 号・4 年 67 号・5 年 22 号・6 年 22 号・7 年 50 号・8 年 25 号・9 年 28 号・13 年 55 号・14 年 35 号・15 年 33 号・17 年 32 号〕

(あつ旋対象となる修築)

第 4 条 条例第 4 条第 1 項第 3 号アに規定する修築とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 部分的な土台または基礎の工事
- (2) 壁、柱、床、はり、屋根、階段等の工事
- (3) 門、塀または擁壁の工事
- (4) 太陽熱温水器または太陽光発電システムの取付けおよび設備工事
- (5) ベランダまたは物干場の工事
- (6) 畳の表替えまたはふすまの張り替え

- (7) 水洗便所改良の工事
- (8) 建築物に設ける電気、ガスまたは給・排水管の修復工事
- (9) ちゆう
厨 房 設備工事
- (10) 浴室設備工事
- (11) 消火設備工事
- (12) 共同住宅の共用部分の工事
- (13) 増改築工事
- (14) 延べ床面積 50 平方メートル以上 80 平方メートル未満の建直し工事

本条...追加〔昭和 58 年規則 35 号〕 一部改正〔昭和 60 年規則 20 号・61 年 19 号・平成 4 年 67 号・5 年 30 号・8 年 67 号・14 年 35 号・17 年 32 号〕

(申込者の収入基準)

第 5 条 条例第 4 条第 1 項第 4 号に規定する収入基準は、資金の融資あつ旋の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）の所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に規定する前年の合計所得金額が 1,200 万円以下であり、かつ、年間返済元利金の 3 倍の額以上であることとする。

本条...全部改正〔昭和 55 年規則 19 号〕 一部改正・旧 3 条...繰下〔昭和 58 年規則 35 号〕 一部改正〔平成 6 年規則 22 号・17 年 32 号〕

(連帯保証人)

第 6 条 条例第 4 条第 2 項に規定する連帯保証人（以下「保証人」という。）となる者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 東京都、神奈川県、千葉県または埼玉県の区域内に住所を有すること。
- (2) 申込者と同等以上の資格を有すること。
- (3) 特別区民税または市町村民税を滞納していないこと。
- (4) 現にこの資金の融資を受けていないこと。

2 保証人が、強制執行、仮差押もしくは仮処分を受けたときまたは破産もしくは競売の申立てを受けたときは、支払能力を失つたものとみなす。

旧 4 条...繰下〔昭和 58 年規則 35 号〕

(信用保証機関等)

第 6 条の 2 条例第 4 条第 2 項に規定する信用保証機関その他の法人（以下「信用保証機関等」という。）は、社団法人しんきん保証基金、全国保証株式会社および社団法人東京労働者共同保証協会とする。

本条...追加〔平成 16 年規則 39 号〕

(融資あつ旋の申込み)

第 7 条 申込者は、次の各号に掲げる書類を提示または添付して、品川区住宅修築資金借入申込書（第 1 号様式）を区長に提出しなければならない。ただし、条例第 4 条第 2 項の規定により信用保証機

関等による保証を選択した場合にあつては、第1号から第3号までの書類のうち保証人に係るものについては、提示または添付を要しない。

- (1) 申込者および保証人の特別区民税または市町村民税の領収書または納税証明書
- (2) 申込者および保証人の住民票の写し
- (3) 申込者および保証人の所得金額を証明する書類
- (4) 修築する箇所の見積書および図面
- (5) 建築確認を必要とする場合は、確認通知書またはその写し
- (6) 被災による住宅の修復の場合は、被害を証明する書類
- (7) 第3条第2号の耐震補強工事の場合は、当該工事が専門家の診断に基づくものであることを明らかにする書類
- (8) 共同住宅の共用部分の修繕の場合は、当該修繕の施工および負担金額が明らかになる書類
- (9) その他区長が特に必要と認めた書類

本条...一部改正〔昭和53年規則7号・55年19号〕、旧5条...繰下〔昭和58年規則35号〕、本条...一部改正〔平成4年規則67号・16年39号・17年32号〕

(融資あつ旋)

第8条 区長は、条例第5条第1項の規定に基づく紹介については、品川区住宅修築資金融資あつ旋通知書(第2号様式)により行う。

2 前項の規定による通知書を受けた取扱金融機関は、融資の結果を品川区住宅修築資金回答書兼貸付報告書(第3号様式)により区長に報告しなければならない。

旧6条...繰下〔昭和58年規則35号〕、2項...一部改正〔平成3年規則33号・16年39号〕

(資金の償還方法)

第9条 資金の償還方法は、据置き期間経過後月割元金均等償還とする。ただし、繰上償還を妨げない。

一部改正・旧7条...繰下〔昭和58年規則35号〕、本条...一部改正〔平成3年規則33号〕

(資金の一括返還)

第10条 資金の融資を受けた者は、次の各号の一に該当する場合は、元利金を一括返還しなければならない。

- (1) 融資後3カ月以内に修築工事の着手をしないとき。
- (2) 偽りの申込みその他不正な手段により融資を受けたとき。
- (3) 融資資金を融資目的以外に使用したとき。

本条...全部改正〔昭和55年規則19号〕、旧8条...繰下〔昭和58年規則35号〕

(完成届)

第11条 資金の融資を受けた者は、修築工事完了後10日以内に完成届(第4号様式)を区長に提出

しなければならない。

旧9条...繰下〔昭和58年規則35号〕

(融資状況の報告)

第12条 取扱金融機関は、品川区住宅修築資金融資状況報告書(第5号様式)を毎月15日までに区長に提出しなければならない。

旧10条...繰下〔昭和58年規則35号〕 本条...一部改正〔平成16年規則39号〕

(融資状況の変更報告)

第12条の2 取扱金融機関は、資金の融資を受けた者に繰上完済、住所の異動等の変更が生じたときは、品川区住宅修築資金変更事項報告書(第6号様式)を速やかに区長に提出しなければならない。

本条...追加〔平成3年規則33号〕 一部改正〔平成16年規則39号〕

(利子補給)

第13条 条例第6条に規定する利子補給は、取扱金融機関が融資した資金の当初償還計画に基づく貸付残高に協定による利子補給率を乗じて得た額とする。

2 前項に規定する利子補給の請求をする取扱金融機関は、3カ月分を品川区住宅修築資金利子補給請求書(第7号様式)により区長に請求しなければならない。

1項...一部改正〔昭和53年規則7号・48号〕 旧11条...繰下〔昭和58年規則35号〕

1・2項...一部改正〔平成3年規則33号・16年39号〕

(信用保証料補助)

第14条 条例第7条に規定する信用保証料の補助を行う額は、信用保証機関等の定める料率により算定した信用保証料相当額に2分の1を乗じて得た額とする。

2 前項に規定する信用保証料に係る補助金の交付の請求をする者は、品川区住宅修築資金信用保証料補助金交付請求書(第8号様式)により区長に請求しなければならない。

本条...追加〔平成16年規則39号〕

(委任)

第15条 この規則の施行について必要な事項は、別に区長が定める。

旧12条...繰下〔昭和58年規則35号〕 旧14条...繰下〔平成16年規則39号〕

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和53年3月30日規則第7号)

1 この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の東京都品川区住宅修築資金融資あつ旋条例施行規則の規定に基づき、この規則の施行日前に預託金融機関が融資した資金に係る利子補給については、なお従前の例による。

付 則(昭和53年9月30日規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 55 年 4 月 1 日規則第 19 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 57 年 8 月 1 日規則第 55 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 58 年 3 月 31 日規則第 35 号）

1 この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正前の東京都品川区住宅修築資金融資あつ旋条例施行規則の規定に基づき、この規則の施行日前に預託金融機関が融資した資金に係る利子補給については、なお従前の例による。

付 則（昭和 59 年 3 月 31 日規則第 28 号）

この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 60 年 3 月 30 日規則第 20 号）

この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 61 年 3 月 31 日規則第 19 号）

この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 62 年 3 月 30 日規則第 36 号）

この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 63 年 3 月 30 日規則第 26 号）

この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成元年 8 月 10 日規則第 48 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 2 年 3 月 30 日規則第 18 号）

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 3 年 3 月 30 日規則第 21 号）

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 3 年 6 月 28 日規則第 33 号）

1 この規則は、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。

2 改正前の品川区住宅修築資金融資あつ旋条例施行規則の規定に基づき、この規則の施行の前日に預託金融機関が融資した資金に係る償還方法および利子補給については、なお従前の例による。

付 則（平成 4 年 3 月 31 日規則第 67 号）

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 5 年 3 月 31 日規則第 22 号）

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 5 年 5 月 31 日規則第 30 号）

この規則は、平成 5 年 6 月 1 日から施行する。

付 則（平成 6 年 3 月 31 日規則第 22 号）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 7 年 7 月 21 日規則第 50 号）

この規則は、平成 7 年 8 月 1 日から施行する。

付 則（平成 8 年 3 月 29 日規則第 25 号）

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 8 年 9 月 30 日規則第 67 号）

この規則は、平成 8 年 10 月 1 日から施行する。

付 則（平成 9 年 3 月 31 日規則第 28 号）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 13 年 3 月 30 日規則第 55 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 14 年 3 月 29 日規則第 35 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 15 年 3 月 31 日規則第 33 号）

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 16 年 3 月 31 日規則第 39 号）

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正前の品川区住宅修築資金融資あつ旋条例施行規則の規定に基づき、この規則の施行の日前に預託金融機関が融資した資金については、なお従前の例による。

付 則（平成 17 年 3 月 31 日規則第 32 号）

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正前の品川区住宅修築資金融資あつ旋条例施行規則の規定に基づき、この規則の施行の日前に融資あつ旋した耐震補強工事の資金に係る利率については、なお従前の例による。